

2026年10月20日

各位

株式会社 紀陽銀行

個人向け無担保ローンにかかる「金利の見直し」および「遅延損害金割合の統一」について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

個人向け無担保ローンについて、下記のとおり短期プライムレートの引き上げに伴い金利を見直しいたします。また、新規ご契約分より商品毎に異なっていた遅延損害金割合を統一いたします。

記

1. 個人向け無担保ローンの金利見直しについて

(1) 新しくローンをご契約されるお客さま

2026年11月2日以降のご契約分について、新規取組金利を見直します。

ア. 変動金利型（金利：年率）

商品名	基準金利			金利優遇幅	見直し後 取組金利
	見直し後	見直し前	(見直し幅)		
紀陽銀行目的ローンプラス	3.15%	2.90%	(+0.25%)	▲0.10～ ▲0.40%	2.75%～ 3.15%
	3.65%	3.40%			3.25%～ 3.65%
	4.15%	3.90%			3.75%～ 4.15%
紀陽オーナー500（証貸型）	6.95%	6.70%		-	6.95%
	10.95%	10.70%			10.95%
	14.90%	14.70%			14.90%
紀陽空き家解体・活用ローン※ ¹	3.125%	2.875%		▲0.20%	2.925%～ 3.425%
紀陽ドクター2000※ ¹	3.55%	3.30%		▲0.50%	3.05%～ 3.85%
紀陽ドクター1000	4.45%	4.20%		▲0.50%	3.95%～ 4.45%
紀陽教育カードローン	4.25%	4.00%		-	4.25%
	5.95%	5.70%			5.95%
紀陽銀行カードローンプラス	4.95～ 14.90%	4.70～ 14.90%		-	4.95%～ 14.90%
紀陽銀行カードローン（住宅ローン 新規契約者専用プラン）	5.65～ 14.15%	5.40～ 13.90%		-	5.65%～ 14.15%
紀陽オーナー500 （カードローン型）	6.95～ 14.90%	6.70～ 14.90%		-	6.95%～ 14.90%

（見直し後取組金利は14.9%を上限といたします）

※1：団体信用生命保険にご加入いただく場合、保険料相当分を金利に上乗せ（+0.30%）させていただきます。

イ. 固定金利型 （金利：年率）

商品名	基準金利			金利優遇幅	見直し後 取組金利
	見直し後	見直し後	（見直し幅）		
紀陽銀行フリーローンプラス	4.05～ 14.05%	3.80～ 13.80%	（+0.25%）	-	4.05%～ 14.05%
紀陽銀行おまとめローンプラス	4.05～ 14.25%	3.80～ 14.00%		-	4.05%～ 14.25%
紀陽つなぎローン	3.675%	3.425%		-	3.675%

（２）既にローンをご契約中のお客さま

契約規定等に基づき、以下のとおり新金利を適用いたします。

商品名	適用時期
紀陽銀行目的ローンプラス	2027 年7月のご返済分から新金利を適用いたします。
紀陽オーナー500（証貸型）	
紀陽ドクター2000	
紀陽空き家解体・活用ローン	
紀陽教育カードローン返済専用証貸	
キヨー大型フリーローン	
ステータス1000 返済専用証貸	
紀陽リフォームローン	2027 年6月のご返済分から新金利を適用いたします。
紀陽教育カードローン	
紀陽ドクター1000	
カードローン 100	
ステータス1000	
ステータス	
紀陽銀行カードローンプラス	
紀陽銀行カードローン （住宅ローン新規契約者専用プラン）	
紀陽オーナー500（カードローン型）	
カードローンユニット （住宅ローン契約者専用）	
カードローンユニット ＜給振プラン（特別版）＞	

（新金利は 14.9%を上限といたします）

2. 遅延損害金割合の統一について

(1) 遅延損害金割合の統一

2026年10月26日（月）以降のご契約分より、商品毎に異なる遅延損害金割合を統一いたします。

個人向け無担保ローン区分	見直し後	見直し前
証書貸付	<u>18%(統一)</u>	14%
カードローン		18%
うち「紀陽教育カードローン」		14%

(2) 『「紀陽教育カードローン」契約規定』の改定について

遅延損害金割合の見直しにともない、『「紀陽教育カードローン」契約規定』（定型約款）を改定いたします。

ア. 改定日

2026年10月26日（月）

イ. 新旧対比表

改定後	改定前
第3条（貸越利息、損害金） （略） （3）銀行に対する返済を遅延した場合の損害金の割合は、 <u>カードローン口座開設日が2026年10月25日以前の場合は14%、2026年10月26日以降の場合は18%</u> （1年365日の日割計算）とします。	第3条（貸越利息、損害金） （略） （3）銀行に対する返済を遅延した場合の損害金の割合は <u>14%</u> （1年365日の日割計算）とします。

（改定後契約規定の全文は別紙ご参照）

以 上

「紀陽教育カードローン」契約規定（令和8年10月26日）

第1条（貸越取引）

- （1）借主は、「紀陽教育カードローン」契約に基づく取引（以下「この取引」という）を株式会社紀陽銀行（以下「銀行」という）の本支店のうちいずれか1か店において、1口座のみ開設することができるものとします。
- （2）借主が、この取引にもつぎ払い戻しによる新たな当座貸越を受けられる期限（以下「貸越利用期限」という）は、「紀陽教育カードローン」当座貸越契約書（以下「契約書」という）記載の貸越利用期限までとします。
- （3）貸越利用期限が到来した場合、期限の翌日以降、銀行は当座貸越取引を行わないものとし、貸越利用期限後に最初に到来する返済日（以下「返済元金確定日」という）に当座貸越取引は終了するものとします。返済元金確定日の当座貸越残元金は、契約書の記載にもつぎ返済します。
- （4）この取引にもつぐ当座貸越は、貸越利用期限までは、専用のカードローン口座を使用し、「紀陽教育カードローン」カードの使用による払い戻しにより発生し、カードローン口座に入金することにより減少します。このカードでの現金自動預入払出兼用機（ＡＴＭ）の取扱いについては、別に定める「紀陽教育カードローン」カード規定の定めによります。なお、貸越利用期限をもって、このカードは使用できなくなるものとします。
- （5）契約書記載の就学者が貸越利用期限までに退学または死亡した場合は、ただちに銀行に通知し、当該通知した日をもって貸越利用期限とし、契約書の記載により当座貸越残元金を返済します。この場合、契約書記載の第1回返済日、最終回返済日は、貸越利用期限の繰上期間、繰上げるものとします。
- （6）この当座貸越では小切手、手形の引き落とし、あるいは公共料金等の自動支払の取扱いには行わないものとします。

第2条（貸越極度額）

- （1）この取引の貸越極度額は、契約書に記載の金額とします。なお、銀行がやむを得ないものと認めて、極度額をこえて、当座貸越を行った場合もこの規定の各条項が適用されるものとし、銀行からの請求があり次第ただちに、貸越極度額をこえる金額を支払うものとします。
- （2）銀行は、前項にかかわらず、必要と認めた場合には、借主に通知することにより貸越極度額を変更できるものとします。

第3条（貸越利息、損害金）

- （1）この取引の返済元金確定日までの利息の計算は、付利単位を100円とし、毎月5日（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）を返済日とし、銀行所定の融資利率（以下「融資利率」という）により1年365日として日割計算のうえ貸越元金に組み入れることに同意します。当該組み入れにより、貸越極度額をこえる場合には、ただちに貸越極度額をこえる金額を支払います。
- （2）この取引の返済元金確定日の翌日からの利息の計算は、付利単位を100円とし、毎月5日（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）を返済日とし、第6条による返済を行うものとします。
- （3）銀行に対する返済を遅延した場合の損害金の割合は、カードローン口座開設日が2026年10月25日以前の場合は年14%、2026年10月26日以降の場合は18%（1年365日の日割計算）とします。

第4条（利率の変更等）

- （1）契約書に記載の融資利率は、毎年4月1日と10月1日の銀行所定の短期プライムレートを基準として、銀行所定の方法により決定した利率に変更するものとし、返済元金確定日までは、同年の5月、11月の返済日より、返済元金確定日の後は、同年の6月、12月の返済日（この場合、銀行休業日にかかわらず）の翌日より適用するものとします。なお、新利率は銀行所定の本支店の店頭への表示その他相当の方法で公表することで足りるものとし、借主あての通知は不要とします。
- （2）将来短期プライムレートが廃止された場合には、一般に妥当と認められるその他の利率をもって基準利率に代えるものとします。
- （3）銀行は、貸越利率を銀行所定の基準および方法により優遇することができます。この場合銀行は、お客様に通知することなく、いつでもその優遇の取扱いを中止または優遇幅を変更することができるものとします。

第5条（返済元金確定日までの返済）

- （1）この取引にもつぐ毎月の返済は、返済元金確定日までは、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に当座貸越の利息のみを返済するものとします。また、貸越利用期限までは、カードローン口座へ直接入金することにより、随時に任意の金額を返済できるものとします。
- （2）ＡＴＭにて、カードローン口座への入金額が当座貸越残高を超える場合は、その超える金額は指定預金口座へ「入金剰余金」として銀行が振り替えるものとします。また窓口においては、当座貸越残高を超える入金は取り扱わないものとします。
- （3）カードローン口座への直接の入金は、ただちに資金化できるもの（通貨または他預金からの振替等）にかぎるものとします。
- （4）毎月の返済を遅延している場合のカードローン口座への入金は遅延している毎月の返済に優先してあてることとし、入金額が毎月の返済額に満たない場合でも毎月の返済額に対する一部入金を認め、返済にあてることができるものとします。その取扱を行った後の毎月の返済額の残金についても、自動引き落としの対象とします。

第6条（返済元金確定後の返済）

- （1）貸越利用期限後に最初に到来する返済日の当座貸越残元金（以下「返済元金」という）を、契約書記載の返済回数、第4条に定める融資利率による元利均等返済として、銀行所定の計算方法により計算した元利金を毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。ただし、返済元金が1万円に満たない場合には、返済元金確定日に返済するものとします。なお、返済額については、返済元金確定後、借主あて通知するものとします。
- （2）前項による毎月返済に併せた半年毎の増額返済の元金は、契約書記載の割合を返済元金に乘じ、銀行が算出した金額とします。ただし、半年毎の増額返済とできる割合は、返済元金の50%以下とします。なお、この場合の半年毎の増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
- （3）前1、2項による各返済日に、利息は後払いするものとします。
 - ・毎月返済の利息は、毎月返済の部分の元金残高×年利率／12で銀行が計算するものとします。
 - ・半年毎の増額返済の利息は、半年毎の増額返済の部分の元金残高×年利率／2で銀行が計算するものとします。
 - ・返済元金確定日の翌日から第1回返済日までの期間中に1か月未満の端数がある場合は、その端数日数については1年を365日とし、日割りで銀行が計算するものとします。
 - ・最終回返済額は利率計算の端数処理のため、毎回返済額と異なる場合があるものとします。
- （4）毎回の返済額は、第4条の融資利率の変更があった場合、同年7月と翌年1月の約定返済日より、銀行が算出した新返済額を支払うものとします。銀行は新返済額および新利率、毎回返済額に占める元金ならびに約定利息の割合等の当該約定返済日の10営業日前までに書面により通知するものとします。
- （5）返済元金確定日以後は、最終返済期限の前に毎回の返済額以外に繰り上げて返済（以下「繰上返済」という）できる日は毎月の返済日とし、繰上返済をする日の7営業日前までに銀行へ通知するものとします。また、半年毎の増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。なお一部繰上返済をする場合は下表のとおり取扱うものとします。

第7条（自動引き落とし）

- （1）第5条第1項による利息の返済は、自動引き落としの方法によることとし、借主は契約書記載の指定預金口座に毎月5日までに利息額以上を預け入れますので、銀行は毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書によらず引き落としの上返済にあてて下さい。ただし、指定預金口座の支払可能残高が利息額に満たない場合には、銀行はその返済の一部に充当する取扱いはしないものとします。
- （2）第6条による元金利息の返済も、自動引き落としの方法によることとし、借主は契約書記載の指定預金口座に各返済日までに毎回の元金返済額（半年毎の増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）以上を預け入れますので、銀行は毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書によらず引き落としの上返済にあてて下さい。ただし、指定預金口座の支払可能残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその返済の一部に充当する取扱いはしないものとします。
- （3）万一、預け入れが遅延した場合には、銀行は預け入れ後いつでも前1、2項と同様の取扱いができるものとします。
- （4）前各項の手続きにおいて、ほかに支払請求があった場合または、銀行に対する他の債務の約定返済がある場合には、支払いまたは返済の順序については、銀行の任意とします。

第8条（諸費用の引き落とし）

この取引に必要とする印紙代、その他この取引に関して借主の負担となる一切の費用について、銀行は返済日にかかわらず、指定預金口座から通帳および払戻請求書によらず引き落としの上、これに充当することができるものとします。

第9条（即時支払）

- （1）借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、ただちに当座貸越元金全額を支払います。
 - ①第5条および第6条による返済を遅延し、書面等による督促を受けたにもかかわらず翌々月の返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。
 - ②支払の停止または、競売、破産、民事再生手続の申立があったとき。

- ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④借主の預金その他銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ⑤住所変更の届出を怠るなど、借主の責に帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったことを銀行が知ったとき。
- ⑥保証会社から保証の取消、解除の申出があったとき。
- (2) 次の各号の場合には、銀行の請求によってただちに当座貸越元金全額を支払います。
 - ①借主が、銀行に対する債務の一部でも、期限に履行しなかったとき。
 - ②借主が、銀行の取引約定の一つにでも違反したとき。
 - ③借主が、この取引に関し、銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④前各号のほか、借主本人の信用状態に著しい変化が生じるなど銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第10条（解約、中止）

- (1) 前条各項の事由があるときは、銀行は借主への通知なしにいつでも貸越を中止し、またはこの取引を解約できるものとします。
- (2) 借主からこの取引を解約する場合には、銀行所定の書面によりおこなうものとします。
- (3) 前各項により、この取引が解約された場合には、ただちにこのカードを返却し、貸越元金がある場合は、それら全額をただちに支払います。

第11条（差引計算）

- (1) 第9条によって、貸越元金を支払わねばならない場合には、その債務と借主の預金その他の債権とをその期限のいかんにかかわらず、銀行はいつでも相殺することができるものとします。
- (2) 前項の相殺をする場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、預金その他の債権を払戻し、この取引の債務の返済にあてることができるものとします。
- (3) 前各項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行日までとし、利率・料率は銀行の定めによるものとします。

第12条（借主からの相殺）

- (1) 弁済期にある借主の預金その他の債権と、借主の銀行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、借主の都合で相殺することができます。
- (2) 前項により、借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳および届出印を押捺した銀行所定の払戻し請求書等を、ただちに銀行に提出します。
- (3) 前各項により、借主が相殺する場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率・料率は銀行の定めによるものとします。

第13条（充当の指定）

- (1) 返済または第11条による差引計算の場合、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当に対しては異議をのべません。
- (2) 前条による相殺の場合、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは借主の指定する順序方法により充当してください。
- (3) 借主が前項の指定をしないときは、銀行は、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当に対しては異議をのべません。
- (4) 第2項の指定により銀行が債権保全上、支障の生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議をのべ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当できるものとし、その充当に対しては異議をのべません。
- (5) 第2項をのぞく本条各項によって銀行が充当する場合は、借主の期限未到来の債務については、期限が到来したものとし、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第14条（危険負担・免責事項）

- (1) 借主が銀行に差し入れた契約書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、または滅失、損傷、延着した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、銀行から請求があれば、ただちに、代りの契約書等を差入れます。この場合に生じた損害については、銀行になんら請求をしません。
- (2) 銀行に提出した書類の印影（または暗証番号）を、借主の届け出た印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。
- (3) 借主に対する権利の行使もしくは保全、または処分および借主の権利を保全するために銀行の協力を依頼した場合に要した費用は、借主の負担とします。

第15条（届出事項）

- (1) 氏名、住所、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって銀行へ届け出るものとします。
- (2) 前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第16条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

- (1) 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、この約定にかかっている債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- (4) 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第18条（報告および調査）

- (1) 財産、収入等について、銀行から請求があったときは、ただちに報告し、または調査に必要な便益を提供します。
- (2) 財産、収入等について、重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくてもただちに報告します。

第19条（合意管轄）

この契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（第三者による弁済）

借主以外の第三者から弁済の提供があった場合、借入人本人の意思に反することを認識していない場合には、銀行はこれを有効な弁済として受領することができるものとします。